

誓約書

私、_____は、貴社の業務を遂行するにあたり、以下の事を誓約いたします。

機密保持

一、次に示される貴社の派遣先の技術上または営業上の情報（以下「機密情報」という）について、貴社派遣先の許可なく、如何なる方法をもってしても持ち出しはしません。第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束いたします。万一、機密情報を紛失した場合、直ちに貴社所属支店に報告することも併せて約束いたします。

- ①商品開発（レシピ等）、製造及び販売における企画（メニュー等）、技術資料、製造原価、価格決定等の情報
- ②財務、人事等に関する情報
- ③他社との業務提携に関する情報
- ④以上の他、貴社派遣先が特に機密保持対象として指定した情報

二、雇用関係が解消した場合において、機密情報については第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束いたします。また、貴社派遣先より保管を許された一切の資料の返還を要求された場合はこれらの資料及び、コピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束します。

三、前各条項に違反して、貴社派遣先の機密情報を第三者に開示、漏洩もしくは使用した場合、私が法的な責任を負うものであることを認識し、これにより貴社及び貴社派遣先が被った一切の損害を賠償することを約束いたします。（訴訟費用及び弁護士費用を含むが、これに限定しません）

四、貴社が指定する、個人情報取扱についての教育内容を理解し、この内容を遵守いたします。

紛失盗難（入館証・IDカード管理）

一、貴社派遣先の業務に就労中、金銭の紛失・盗難・現金相違等の事故が発生した際は、速やかに貴社所属支店に連絡いたします。

二、物品を扱う業務に就労中、取り扱う商品、荷物、派遣先の資産等の紛失・盗難事故が発生した場合は、速やかに貴社所属支店に連絡いたします。

三、預かった入館証・IDカード類は、自己の責任において、十分な注意をもって管理し、破損・紛失しない事を約束いたします。万一、入館証・IDカード類を破損・紛失した場合は、直ちに貴社へ報告いたします。

四、入館証・IDカード類は派遣先での業務に必要な範囲にのみ使用し、決して私的に利用、又他人に貸与・譲渡・売却はいたしません。派遣期間終了時、または貴社・貴社派遣先から社員証・IDカード類の返還を求められた時は速やかに返還いたします。

五、上記事故が業務終了後に発覚した際は、貴社への連絡を怠ったものとし、率先して問題解決に協力することを約束いたします。

六、前各条項に違反して、貴社・貴社派遣先・第三者に損害を与えた場合、私が法的な責任を負うものであることを認識し、これより貴社・貴社派遣先・第三者が被った一切の損害賠償することを約束いたします。また、調査の結果、私の故意、または重大な過失により発生した事故である場合、その一切の損害額を賠償することを約束いたします。（訴訟費用及び弁護士費用を含むが、これに限定しません）

配布業務

一、業務中は貴社、及び貴社派遣先の担当者の指示に従い、定められた想定される配布枚数を達成する為に誠心誠意努力いたします。

二、販売促進物の配布作業中、配布状況について都度定められた連絡先へ報告いたします。

三、業務遂行に際し、重大な障害が発生した場合、必ず定められた連絡先へ状況を報告するとともに、貴社、及び貴社派遣先の担当者に指示を仰ぐものとします。

四、業務中、該当配布場所を離れる際は、必ず連絡するものとします。

五、指定された地域を離れた場所での配布、配布物の投棄、その他私の故意または重大な過失が発覚した場合は、いかなる責も負うことを約束するとともに、貴社からの損害賠償請求に応じます。

各上記事項を理解した上、記載事項に相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

*記載事項に間違いがないか、再度ご確認ください。



同意書

(以下甲という)は、株式会社ワンアンドオンリーキャスティング(以下乙という)との間で下記の事項を確認し、その内容について同意いたします。

- 一、甲が業務上の事由により後遺障害を被りまたは死亡した場合には、乙が定める「災害補償規定」により甲本人または甲の遺族に対して補償を行うものとする。
- 二、同一の事由につき労働基準法(以下「労働法」という。)に定める災害補償を受けるときは、乙の定める「災害補償規定」による災害補償は行わない。
- 三、「災害補償規定」に定める後遺障害等級の認定や受給資格者等については労基法、労働者災害補償保険法に定める基準によるものとする。
- 四、乙は下記の事由により甲が被った障害及び損害に対して補償の全部または一部を行わないことができる。
 - ①甲が乙の禁止している作業等を乙の承諾なしに行い、甲本人が被った障害および損害。
 - ②甲の故意または重大な過失により、甲本人が被った障害および損害。
 - ③甲が法令等に定める規定に違反し、甲本人が被った障害および損害。
- 五、甲が業務上の事由により乙または第三者に対して損害を与えた場合には、甲は速やかに乙に対して報告をし、乙の指示を受けるとともに、その原状回復に努めなければならない。
- 六、甲は下記事由により乙または第三者に対して損害を与えた場合には、その実損害額の全部または一部を補償することを、承諾する。
 - ①業務中に甲の故意もしくは重大な過失により、乙が被った損害。
 - ②業務中に甲が法令もしくは乙の派遣従業員就業規則に定める規定に違反し、乙が被った損害。
- 七、甲は、乙が請負った業務においては請負作業スタッフとして、また乙が派遣先と交わした個別契約書においては派遣スタッフとして、それぞれ雇用契約に基づき就業することとする。
- 八、甲は、乙との雇用契約の終結にあたり、下記の事項を必ず守らなければならない。
 - ①業務上及び、通勤で使用する車両を運転する許可を得るにあたり、会社に申告した事項及び提出書類の記事事項に相違ないこと。
 - ②前項の申告事項に変更があった場合は、速やかにその旨会社に届け出ること。故意、過失を問わず届出のないままいかなる車両を運転し、運転者の責による事故その他が発生した場合は、自らその一切の責を負い会社には何ら迷惑を掛けないこと。
 - ③業務上及び通勤途上に他者を同乗させる場合は、会社から指示を受けた者に限り、自己の判断や都合で同乗させ、事故その他で死傷した場合には、自らその一切の責を負い会社には何ら迷惑を掛けないこと。
 - ④業務上においては、会社の許可を受けている車両・受けていない車両を問わず、得意先の指揮命令者の指示を受けていない場所、経路での運転をしないこと。
 - ⑤業務上及び通勤途上における交通違反等、違反行為があった場合の責は全ての本人に帰属することとし、当然に反則金等においても自己負担であること。
 - ⑥いかなる車両を運転する際も、私用により事故その他で死傷した場合は、自ら一切の責を負い会社には何ら迷惑を掛けないこと。
 - ⑦別紙にて定める派遣従業員就業規則及び契約書の内容を厳守すること。
- 九、乙は甲の個人情報の取扱いについて以下の通りとする。
 - ①乙は、甲の個人情報を、スタッフ登録の手続きを行うため、お仕事の紹介等のため、派遣就業中の給与支払や労務管理のため、その他諸連絡のために利用する。
 - ②乙は、甲の個人情報を次の要領で第三者に提供する。
 - ア) 給与等の振り込みのために、氏名、振込先口座番号及び振込み金額を暗号化した Web 経由で当社取引銀行に提出する。
 - イ) 就業手続きを行うため、氏名、住所、電話番号、生年月日、学歴、職歴等の個人情報を、電子メール、FAX、手渡し等により、当社顧客企業に提供する場合がある。なお、乙はこれらの企業とは非開示契約を締結するものとする。
 - ③乙は、乙が定めた基準に達していると認めた事業者に、甲の個人情報の全部もしくは一部を委託する場合がある。
 - ④甲が乙に個人情報を提供いただくことは任意だが、必要事項を提供しない場合は登録ができない。
 - ⑤甲は、乙に対して甲の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止)に関し、下記窓口で申し出ることができる。
- 十、甲は乙の許可ある場合を除き、業務従事期間中に知り得た、委託先を含む甲以外の個人情報及び乙の機密事項、情報、データ等を、一切、第三者に漏洩もしくは自ら使用及び他社への持出しをしてはならない。
- 十一、本同意書に定める事項に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙は速やかに紳士的に協議し、問題の解決をはかるものとする。
- 十二、本同意書に関する紛争は、乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。
- 十三、登録時に記載し、乙に提出したエントリーシート等については、乙が返却をしないこととします。

令和 年 月 日

(個人情報に関する苦情、相談窓口)

甲 住所 _____
氏名 _____ 印 _____

乙 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-13-4 新中央ビル 4F
株式会社 ワンアンドオンリーキャスティング
個人情報保護管理者・雇用管理責任者 肥沼 俊介